

総務編

八幡浜地区施設事務組合の位置及び地勢

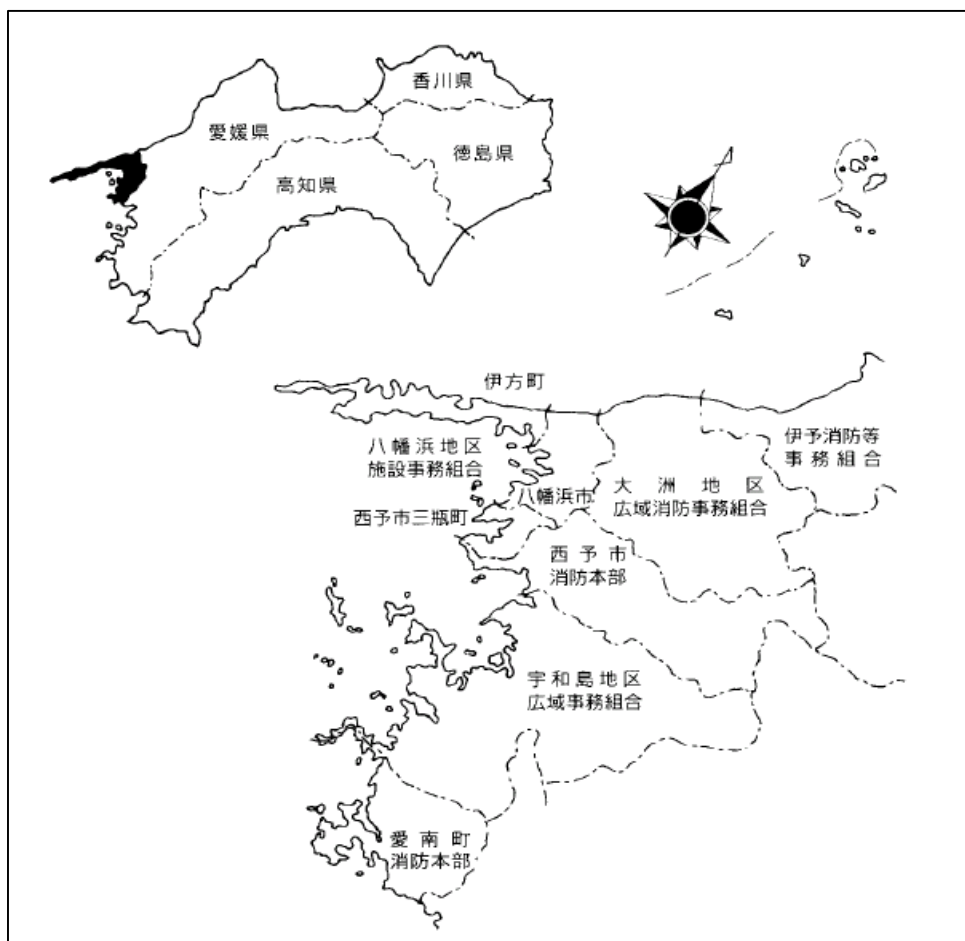
当地域は、愛媛県の西南部に位置し、昭和59年4月1日、中核にあたる八幡浜市(東経132度26分18秒・北緯33度27分22秒)と西宇和郡5町(保内町・伊方町・瀬戸町・三崎町・三瓶町)による組合消防体制が整備された地域である。市町村合併に伴い、平成16年4月1日、三瓶町が東宇和郡4町と合併し「西予市」となったが、旧三瓶町の区域については、引き続き当組合が事務を共同処理することとなった。さらに平成17年3月28日、八幡浜市と保内町が合併し「八幡浜市」、同年4月1日、伊方町・瀬戸町・三崎町が合併し「伊方町」となり、現在2市1町で事務を共同処理している。

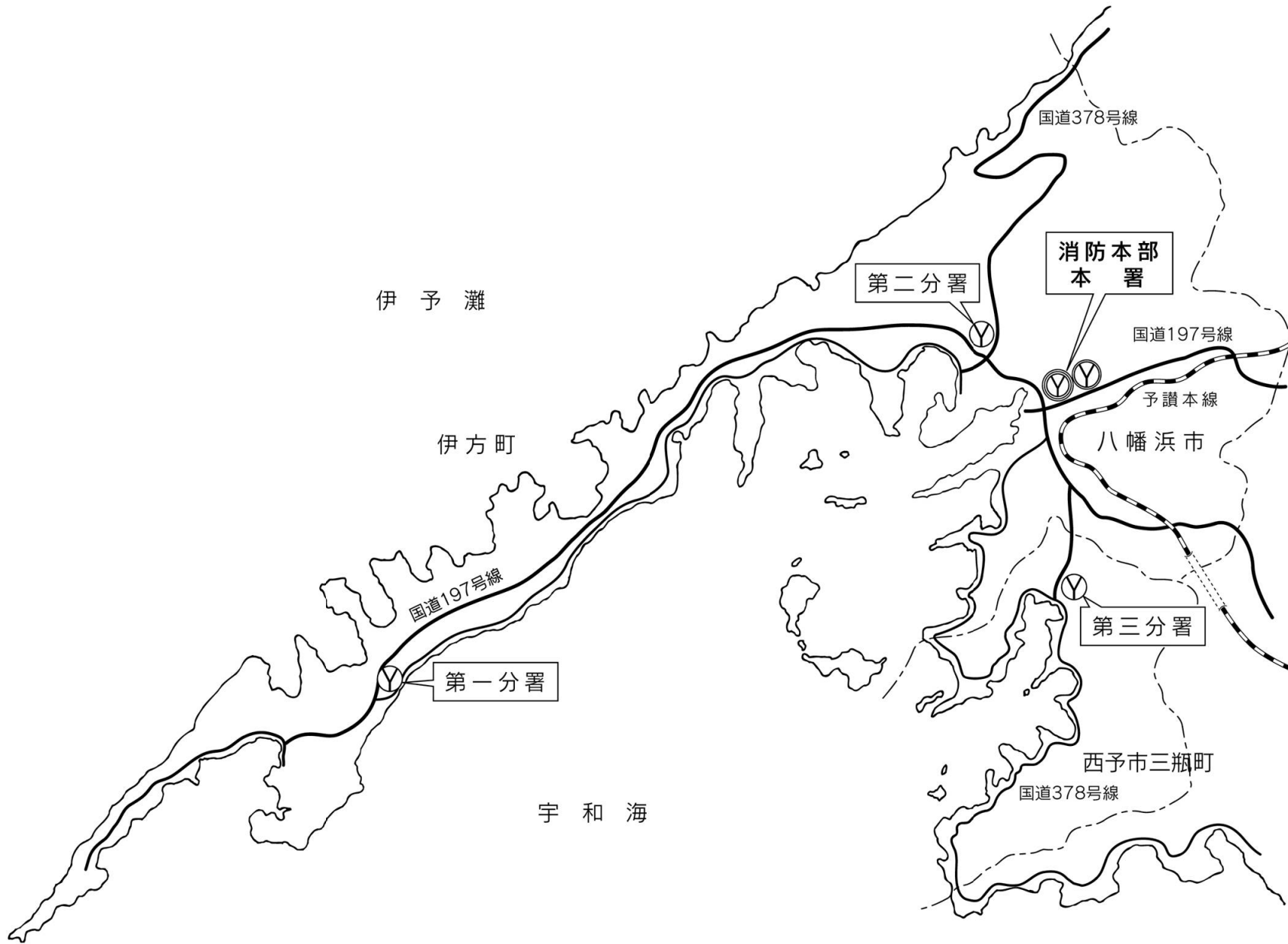
地形は東と南の二方は山に囲まれ、山系を境にして大洲市(大洲地区広域消防管内)と、西予市宇和町(西予市消防管内)に接し、北は瀬戸内海の伊予灘に山が海岸まで隣接し、またリアス式海岸特有の入江が多く、細長い佐田岬半島が延々52kmにわたり豊後水道に延びている。

また、これらの地域のほとんどが山間地帯であり、平坦部は八幡浜市・保内町・西予市三瓶町にわずかに開け、市街地を形成しているが、その他の地域は山すそと海岸のわずかな平坦部に集落が点在している。

しかし、当地域は四国の最先端に位置することから、九州大分県の各都市を結ぶ海上交通の基点とともに、陸上交通としては、国道197号が大分市まで通じている。

また、漁業基地港としても西日本屈指の港としてひらけている。





組 合 消 防 の あ ゆ み

1 組合消防の発足

昭和57年八幡浜市を中核とする1市5町（八幡浜市・保内町・伊方町・瀬戸町・三崎町・三瓶町）で広域消防の機運が高まり、常備消防と救急体制の確立を図るため、組合消防設立に向けてその手続きがなされた。

- (1) 昭和57年 7月14日 第1回広域消防事務組合設立に関する事務打合せ開催（計画案の説明）
- (2) 昭和57年 7月21日 第2回同上（計画案の審議）
- (3) 昭和57年 8月12日 第3回同上（同 上）
- (4) 昭和57年 9月 4日 第4回同上（政令指定申請の検討）
- (5) 昭和57年 9月14日 保内町議会全員協議会で広域消防事務組合設立計画案及び八西施設事務組合規約の変更についての事前説明を行う。
- (6) 昭和57年 9月16日 八幡浜市議会全員協議会で同上。
- (7) 昭和57年 9月21日 瀬戸町議会全員協議会で同上。
- (8) 昭和57年 9月22日 伊方町議会全員協議会で同上。
- (9) 昭和57年 9月22日 三瓶町議会全員協議会で同上。
- (10) 昭和57年10月12日 三崎町議会全員協議会で同上。
- (11) 昭和57年12月 1市5町の各定例議会において八西施設事務組合規約の変更が議決された。
- (12) 昭和58年 4月 1日 愛媛県知事から八西施設事務組合規約の変更許可があり、八幡浜地区施設事務組合となった。
- (13) 昭和58年 4月 2日 5町は自治大臣から消防本部及び消防署を置かなければならない政令指定を受けた。
- (14) 昭和58年 6月 6日 八幡浜地区施設事務組合議会で八幡浜地区施設事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例が議決された。
- (15) 昭和58年 8月 6日 日本消防協会から救急自動車の寄贈を受けた。
- (16) 昭和58年 9月 1日 消防職員21名を採用。（9月13日から昭和59年3月9日まで愛媛県消防学校へ入校）
- (17) 昭和58年11月24日 日本防火協会から防火広報車の寄贈を受けた。
- (18) 昭和58年12月24日 愛媛県共済農業共同組合から救急自動車の寄贈を受けた。
- (19) 昭和59年 3月13日 広報車1台を購入した。
- (20) 昭和59年 3月19日 ポンプ自動車3台、救急自動車1台及び広報車2台を購入した。
- (21) 昭和59年 3月 瀬戸町・保内町・三瓶町に分署庁舎が落成した。
- (22) 昭和59年 3月 3分署に無線機一式を配備した。
- (23) 昭和59年 3月30日 広域消防業務開始を目前に消防観閲式を行った。

2 広域消防業務開始

- (1) 昭和59年 4月 1日 八幡浜市消防本部の職員37人を採用し、事務職員 1人を八幡浜市から派遣され、職員は59人となり、

消 防 本 部	8人	} の配置となった。
本 署	28人	
第 一 分 署	9人	
第 二 分 署	7人	
第 三 分 署	7人	

本部の庁舎及び備品は八幡浜市から無償で引継ぎ、業務を開始した。

職員条例定数を86名と定める。

職員13人を採用し72人となった。(13人は4月11日から9月28日まで愛媛県消防学校へ入校)

- (2) 昭和59年10月 1日 13人の配置で、

消 防 本 部	10人	} となった。
本 署	29人	
第 一 分 署	11人	
第 二 分 署	11人	
第 三 分 署	11人	

- (3) 昭和60年 4月 1日 職員8人を採用し、80人となった。(8人は4月9日から9月27日まで愛媛県消防学校へ入校)

故野本吉兵衛氏より寄付金を受け、コンビネーションマシン等一式を購入した。

- (4) 昭和60年 9月30日 日本損害保険協会より、水そう付消防ポンプ自動車1台の寄贈を受けた。

- (5) 昭和60年10月 1日 8人の配置で、

消 防 本 部	13人	} となった。
本 署	30人	
第 一 分 署	12人	
第 二 分 署	13人	
第 三 分 署	12人	

- (6) 昭和61年 3月25日 消防本部及び本署の庁舎が落成した。

- (7) " 救急指令装置B型を購入した。

- (8) 昭和61年 4月 1日 新庁舎で業務を開始した。

- (9) 昭和62年 4月 1日 昭和62年3月末で3人退職したため、職員数77人となった。

- (10) 昭和62年10月26日 30m級はしご付消防自動車を購入した。

- (11) 昭和63年 4月 1日 昭和63年3月末で2人退職し、欠員4人を新規採用し、職員79人となった。
(4人は4月7日から9月30日まで愛媛県消防学校へ入校)

- (12) 平成元年 6月 2日 八幡浜地区危険物安全協会から防火指導車の寄贈を受けた。
- (13) 平成 2年 2月12日 日本自動車工業会から救急自動車の寄贈を受けた。
- (14) 平成 3年 4月 1日 平成3年3月末で4人退職し、7人を新規採用して職員82人となった。
(7人は4月8日から9月30日まで愛媛県消防学校へ入校)
- (15) 平成 3年10月 1日 7人の配置で、
- | | | | |
|---------|-----|---|-------|
| 消 防 本 部 | 11人 | } | となった。 |
| 本 署 | 34人 | | |
| 第 一 分 署 | 12人 | | |
| 第 二 分 署 | 13人 | | |
| 第 三 分 署 | 12人 | | |
- (16) 平成 3年12月 6日 救助工作車を購入した。
- (17) 平成 4年 2月27日 日本損害保険協会から救急自動車の寄贈を受けた。
- (18) 平成 4年 4月 1日 平成4年3月末で1人退職したため、職員数81人となった。
- (19) 平成 4年 4月 1日 水難救助隊発隊
- (20) 平成 5年 3月31日 消防ポンプ自動車1台(本署)を更新した。
- (21) 平成 5年 4月 1日 平成5年3月末で1人退職し、欠員6人を新規採用し、職員86人となった。
(6人は4月5日から9月30日まで愛媛県消防学校へ入校)
- (22) 平成 5年10月 1日 6人の配置で、
- | | | | |
|---------|-----|---|-------|
| 消 防 本 部 | 13人 | } | となった。 |
| 本 署 | 33人 | | |
| 第 一 分 署 | 13人 | | |
| 第 二 分 署 | 14人 | | |
| 第 三 分 署 | 13人 | | |
- (23) 平成 5年11月12日 水そう付ポンプ自動車(本署)を更新した。
- (24) 平成 6年10月31日 愛媛県共済農業共同組合連合会から救急自動車の寄贈を受け、第二分署の救急自動車を更新する。
- (25) 平成 7年 1月31日 救急自動車(本署)を高規格救急自動車に更新した。
- (26) 平成 7年 3月22日 西南土建株式会社から高度救命処置訓練用資機材の寄贈を受けた。
- (27) 平成 7年 4月 1日 平成6年8月の組合議会において、職員条例定数を86人から97人に増員した。
- (28) 平成 7年 4月 1日 平成7年3月末で1人退職し、9人を新規採用して職員94人となった。
(9人は4月10日から9月29日まで愛媛県消防学校へ入校)
- (29) 平成 7年 4月17日 1人退職し、職員93人となった。
- (30) 平成 8年 3月 8日 消防ポンプ自動車(8100水そう付)(第一分署)を更新した。
- (31) 平成 8年 4月 1日 平成8年3月末で1人退職し、5人を新規採用して職員97人となった。
(5人は4月8日から9月27日まで愛媛県消防学校へ入校)

- (32) 平成 8年10月 1日 5人の配置で、
- | | | | |
|---------|-----|---|-------|
| 消 防 本 部 | 13人 | } | となった。 |
| 本 署 | 38人 | | |
| 第 一 分 署 | 15人 | | |
| 第 二 分 署 | 16人 | | |
| 第 三 分 署 | 15人 | | |
- (33) 平成 8年11月12日 1人退職し、職員96人となった。
- (34) 平成 9年 4月 1日 平成9年3月末で1人退職し、事務職員1人（八幡浜市より派遣）を八幡浜市が召還し、職員94人となった。
- (35) 平成 9年 7月25日 八幡浜地区危険物安全協会から防火指導車の寄贈を受けた。
- (36) 平成 9年 9月12日 防火広報車（10人乗）（本署）を更新した。
- (37) 平成 9年12月18日 消防ポンプ自動車（8000水そう付）（第二分署）を更新した。
- (38) 平成10年 4月 1日 平成10年3月末で1人退職し、4人を新規採用して職員97人となった。
（4人は4月6日から10月9日まで愛媛県消防学校へ入校）
- (39) 平成10年 6月 1日 平成10年5月末で1人退職し、職員96人となった。
- (40) 平成10年 7月18日 西宇和郡瀬戸町川之浜、福島静子氏から高度救命処置訓練用資器材の寄贈を受けた。
- (41) 平成10年11月 1日 4人の配置で、
- | | | | |
|---------|-----|---|-------|
| 消 防 本 部 | 13人 | } | となった。 |
| 本 署 | 37人 | | |
| 第 一 分 署 | 15人 | | |
| 第 二 分 署 | 16人 | | |
| 第 三 分 署 | 15人 | | |
- (42) 平成11年 1月26日 消防自動車（8000水そう付）（第三分署）を更新した。
- (43) 平成12年 4月 1日 平成12年3月末で1人退職し、2人を新規採用して職員97人となった。
（2人は4月5日から9月29日まで愛媛県消防学校へ入校）
- (44) 平成12年 8月11日 広報車（第三分署）を更新した。
- (45) 平成12年10月 1日 2人の配置で、
- | | | | |
|---------|-----|---|-------|
| 消 防 本 部 | 14人 | } | となった。 |
| 本 署 | 37人 | | |
| 第 一 分 署 | 15人 | | |
| 第 二 分 署 | 16人 | | |
| 第 三 分 署 | 15人 | | |
- (46) 平成12年11月27日 全国共済農業共同組合連合会愛媛県本部から救急自動車の寄贈を受け、第三分署の救急自動車を更新した。
- (47) 平成13年 4月 1日 平成13年3月の組合議会において、職員条例定数を97人から107人に増員した。

- (48) 平成13年 9月27日 財団法人日本宝くじ協会から消火・通報訓練指導車（けすゾウくん）の寄贈を受けた。
- (49) 平成13年 9月28日 広報車（第二分署）を更新した。
- (50) 平成13年12月10日 救急自動車（第一分署）を高規格救急自動車に更新した。
- (51) 平成14年 3月29日 消防本部第二庁舎が落成した。
- (52) 平成14年 4月 1日 平成14年3月末で1人退職し、4人を新規採用して職員100人となった。

4人の配置で、

消 防 本 部	15人	} となった。
本 署	39人	
第 一 分 署	15人	
第 二 分 署	16人	
第 三 分 署	15人	

- (53) 平成14年12月16日 日本損害保険協会から水槽付消防ポンプ自動車の寄贈を受けた。
- (54) 平成15年 4月 1日 平成15年3月末で2人退職し、職員98人となった。（平成14年4月1日付新規採用者4人は15年4月7日から9月30日まで愛媛県消防学校へ入校）

消 防 本 部	18人	} となった。
本 署	34人	
第 一 分 署	15人	
第 二 分 署	16人	
第 三 分 署	15人	

消防緊急通信指令システム（I型）を更新し、運用を開始した。

- (55) 平成16年 4月 1日 平成16年3月末で1人退職し、5人を新規採用し職員102人となった。
（平成16年4月1日付新規採用者5人は4月7日から9月30日まで愛媛県消防学校へ入校）

消 防 本 部	18人	} となった。
本 署	38人	
第 一 分 署	15人	
第 二 分 署	16人	
第 三 分 署	15人	

- (56) 平成17年 2月16日 全国共済農業共同組合連合会愛媛県本部から高規格救急自動車本体の寄贈を受け、高度救命処置用資機材を購入し、第二分署の救急自動車を高規格救急自動車に更新した。

(57) 平成17年 4月 1日 平成17年3月末で2人退職し、職員100人となった。

消 防 本 部	13人	} となった。
本 署	41人	
第 一 分 署	15人	
第 二 分 署	16人	
第 三 分 署	15人	

(58) 平成18年 7月 1日 八幡浜市危機管理室へ職員1人を派遣し、八幡浜市から消防広域再編担当として市職員1人の派遣を受ける。

(59) 平成18年12月21日 救急自動車（第三分署）を高規格救急自動車に更新した。

(60) 平成19年 4月 1日 平成19年3月末で1人退職し、職員（消防吏員98人・事務吏員1人）99人となった。

消 防 本 部	14人	（事務吏員1人含む）	} となった。
本 署	40人		
第 一 分 署	15人		
第 二 分 署	15人		
第 三 分 署	15人		

(61) 平成19年 9月26日 水難救助車を購入した。

(62) 平成20年 4月 1日 平成20年3月末で4人退職し、5人を新規採用し職員（消防吏員99人・事務吏員1人）100人となった。

（5人は4月8日から9月30日まで愛媛県消防学校へ入校）

消 防 本 部	20人	（事務吏員1人含む）	} となった。
本 署	38人		
第 一 分 署	14人		
第 二 分 署	14人		
第 三 分 署	14人		

(63) 平成20年10月 1日 特殊災害機動部隊発隊

(64) 平成20年12月31日 1人退職し、職員（消防吏員98人・事務吏員1人）99人となった。

(65) 平成21年 2月26日 高規格救急自動車（本署）を更新した。

(66) 平成21年 5月27日 八幡浜地区危険物安全協会から査察車の寄贈を受けた。

(67) 平成21年10月 1日 住宅火災警報器普及員（緊急雇用創出事業：臨時職員）2名を新規採用した。

(68) 平成21年10月26日 救急自動車（本署）を高規格救急自動車に更新した。

(69) 平成22年 1月20日 広報車（第一分署）の更新と併せ災害時消防活動2輪車を購入した。

(70) 平成22年 3月27日 国際ソロプチミスト八幡浜から災害時消防活動2輪車の寄贈を受けた。

(71) 平成22年 4月 1日 平成22年3月末で2人退職し3人を新規採用してし職員(消防吏員99人・事務吏員1人)100人となった。

八幡浜市危機管理室へ職員1名を派遣し、八幡浜市から消防広域再編担当として市職員1人の派遣を受ける。

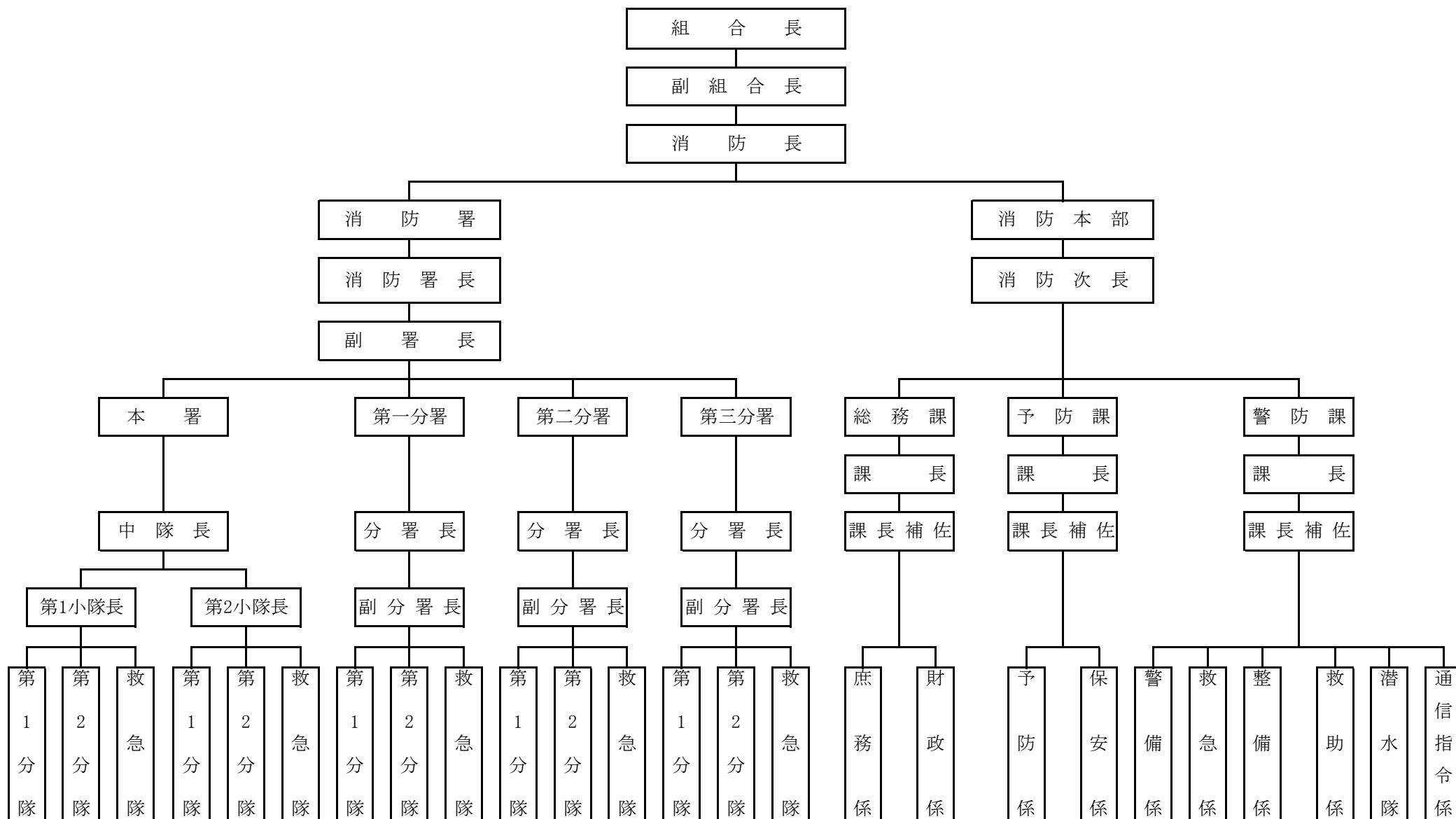
(平成22年4月1日付新規採用者3人は4月6日から9月30日まで愛媛県消防学校へ入校)

消 防 本 部	16人	(事務吏員1人含む)	} となった。
本 署	39人		
第 一 分 署	15人		
第 二 分 署	15人		
第 三 分 署	15人		

(72) 平成22年 4月 1日 災害時消防活動2輪車隊発足

消 防 組 織

平成22年 4月 1日現在



消防職員配置状況

(平成22年 4月 1日現在)

	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	小計	主事	計
消防長	1							1		1
消防次長										
消防署長	兼務(1)							兼務(1)		兼務(1)
副署長			1					1		1
総務課			2	1		2	3	8	1	9
予防課			2		2			4		4
警防課			2					2		2
本署				13	10	9	6	38		38
第一分署			1	2	6	4	2	15		15
第二分署			1	2	7	3	2	15		15
第三分署			1	3	5	3	3	15		15
合計	1	0	10	21	30	21	16	99	1	100

消防本部の事務分掌

(各課共通事務分掌)

- 1 所管事務の庶務に関する事。
- 2 所管事務の調査統計に関する事。
- 3 所管事務に関する文書の保存、整理に関する事。
- 4 所管事務の諸証明に関する事。

(総務課)

- 1 消防の総合企画、調整に関する事。
- 2 儀式、儀礼及び会議に関する事。
- 3 報道機関との連絡調整に関する事。
- 4 公印の管理に関する事。
- 5 消防情報収集及び消防統計に関する事。
- 6 条例、規則及び訓令等の制定、改廃に関する事。

- 7 栄典に関すること。
- 8 文書の收受、発送に関すること。
- 9 職員の任免、進退、賞罰及び身分に関すること。
- 10 職員の人事管理及び服務に関すること。
- 11 職員の給与及び諸手当に関すること。
- 12 職員の安全衛生管理及び福利厚生に関すること。
- 13 職員の教養及び研修に関すること。
- 14 予算の編成及び執行に関すること。
- 15 収入支出命令に関すること。
- 16 財産の管理に関すること。
- 17 物品の需給計画に関すること。
- 18 物品の発注及び契約に関すること。
- 19 物品の収納及び保管に関すること。
- 20 不用物品の処分に関すること。
- 21 その他他課の所管に属しないこと。

(予 防 課)

- 1 火災予防の普及、宣伝に関すること。
- 2 防火管理者の講習、指導育成に関すること。
- 3 建築申請の同意に関すること。
- 4 立入検査及び予防査察に関すること。
- 5 消防用設備等の設置指導に関すること。
- 6 消防用設備等の点検報告に関すること。
- 7 火災原因、損害報告に関すること。
- 8 防火委員会に関すること。
- 9 自衛消防隊に関すること。
- 10 危険物の許可及び指導取締に関すること。
- 11 危険物関係手数料に関すること。
- 12 高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第62条第1項に定める高圧ガス消費者への立入検査に関すること。
- 13 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の3の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出に関すること。
- 14 その他予防に関すること。

(警 防 課)

- 1 警防計画に関すること。
- 2 消防水利の調査、研究に関すること。

- 3 消防職、団員の訓練指導に関する事。
- 4 消防対象物の査察及び調査に関する事。
- 5 火災警報の発令に関する事。
- 6 気象観測に関する事。
- 7 山林の火入れ及び火災予防条例第45条に基づく各種届出に関する事。
- 8 救急、救助及び潜水の調査研究に関する事。
- 9 有線通信業務及び保全に関する事。
- 10 消防無線通信業務及び保全に関する事。
- 11 水火災、その他災害の受発信に関する事。
- 12 病院との連絡調整に関する事。
- 13 消防用車両及び消防用機械器具の整備保全に関する事。
- 14 消防用燃料の管理に関する事。
- 15 その他警防に関する事。

消防署の事務分掌

- 1 火災の予防及び水火災又は地震等の警戒、防ぎよ、鎮圧に関する事。
- 2 救急業務及び救助業務に関する事。
- 3 消防及び水防訓練に関する事。
- 4 救急、救助及び潜水訓練に関する事。
- 5 署員の教育に関する事。
- 6 消防対象物の立入検査及び査察に関する事。
- 7 火災原因、損害調査に関する事。
- 8 消防用水利調査及び保全に関する事。
- 9 消防用車両及び消防用機械器具の整備保全に関する事。
- 10 消防用燃料の管理に関する事。
- 11 各種消防クラブの訓練指導に関する事。
- 12 消防団員の訓練指導に関する事。
- 13 受付及び消防庁舎の監視に関する事。
- 14 署の庶務に関する事。
- 15 その他消防に関する事。

消 防 庁 舎 の 現 況

(平成22年 4月 1日現在)

名称	所在地	敷地面積 m ²	構造	面積 m ²
八幡浜地区施設 事務組合 消防本部・消防署	八幡浜市松柏 丙796番地	1,984.660	鉄筋コンクリート 3階建一部4階	1F 798.23 2F 411.75 3F 411.75 4F 106.02 延 1,727.75
消防本部 第2庁舎	八幡浜市松柏 丙799番地4	132.150	鉄骨ALC板 3階建	1F 90.35 2F 97.40 3F 84.59 延 272.34
第一分署	伊方町神崎2185番地1	1,470.000	鉄筋コンクリート 2階建	1F 273.38 2F 98.69 延 372.07
第二分署	八幡浜市保内町 宮内1番耕地509番地1	678.175	同 上	同 上
第三分署	西予市三瓶町 朝立7番耕地113番地	1,282.934	同 上	同 上
三崎中継所	西宇和郡伊方町 松3591番地	9.000	鉄筋コンクリート 平屋建	8.54

管内市町別人口・世帯数・面積

(平成22年 4月 1日現在)

市 町	人 口	世帯数	面 積	備 考
八幡浜市	39,417 人	17,036 世帯	132.98 km ²	
伊方町	11,682	5,078	94.36	
西予市三瓶町	8,003	3,581	41.00	
合 計	59,102	25,695	268.34	

消防吏員・消防車等に対する人口及び世帯数等の割合

(平成22年 4月 1日現在)

種別	区分	人口	世帯数	面積
消防職員 1人当り		591 人	257 戸	2.68 km ²
消防ポンプ車 1台当り		9,850	4,283	44.72
救急車 1台当り		11,820	5,139	53.67
署 1ヶ所当り		14,776	6,424	67.09

歴代消防長

(平成22年 4月 1日現在)

歴代	氏名	在職期間	在職年数	備考
初代	菊池正善	自 昭和58年 7月 1日 至 平成 3年 3月 31日	7年 9月	
二代	井上幸雄	自 平成 3年 4月 1日 至 平成 4年 3月 31日	1年 0月	
三代	松前晴忠	自 平成 4年 4月 1日 至 平成 7年 3月 31日	3年 0月	
四代	菊地萬年	自 平成 7年 4月 1日 至 平成10年 3月 31日	3年 0月	
五代	宮岡芳久	自 平成10年 4月 1日 至 平成15年 3月 31日	5年 0月	
六代	菊池暢之	自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月 31日	1年 0月	
七代	立花弘明	自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月 31日	1年 0月	
八代	吉田民夫	自 平成17年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日	3年 0月	
九代	佐々木敬夫	自 平成20年 4月 1日 至 現在	2年 0月	

歴代消防署長

(平成22年 4月 1日現在)

歴代	氏名	在職期間	在職年数	備考
初代	菊池正善	自 昭和59年 4月 1日 至 平成元年 3月 31日	5年 0月	
二代	井上幸雄	自 平成元年 4月 1日 至 平成 3年 9月 30日	2年 6月	
三代	松前晴忠	自 平成 3年10月 1日 至 平成 4年 3月 31日	0年 6月	
四代	菊池一喜	自 平成 4年 4月 1日 至 平成 5年 3月 31日	1年 0月	
五代	菊地萬年	自 平成 5年 4月 1日 至 平成 6年 3月 31日	1年 0月	
六代	兵頭澄雄	自 平成 6年 4月 1日 至 平成 9年 3月 31日	3年 0月	
七代	宮岡芳久	自 平成 9年 4月 1日 至 平成10年 3月 31日	1年 0月	
八代	菊池暢之	自 平成10年 4月 1日 至 平成15年 3月 31日	5年 0月	
九代	尾崎勝義	自 平成15年 4月 1日 至 平成17年 3月 31日	2年 0月	
十代	井上強	自 平成17年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日	3年 0月	
十一代	佐々木敬夫	自 平成20年 4月 1日 至 現在	2年 0月	

消 防 力 の 基 準 と 現 勢

(平成22年 4月 1日現在)

区 分		消 防 力 の 基 準	現 有 消 防 力	充 足 率 (%)
消 防 署 所 数		4	4	100
消 防 車 等	消 防 ポンプ自動車	7	6	86
	は し ご 自 動 車	1	1	100
	化 学 自 動 車	2	注1 1	50
	救 急 自 動 車	5	5	100
	救 助 工 作 車	1	1	100
	指 揮 車	1	1	100
	特 殊 車 両 等	1	1	100
	非 常 用 消 防 自 動 車 等	4	4	100
	非 常 用 救 急 自 動 車	0	0	-
合 計		22	20	91
消 防 専 用 電 話 装 置		1	1	100
無 線 電 話 施 設 置 無 線 電 話 装 置		1	1	100
人 員	消 防 隊 員	75	78	58
	救 急 隊 員	45	消防隊員兼務	
	救 助 隊 員	15	消防隊員兼務	
	指 揮 隊 の 隊 員	3	3	100
	通 信 員	3	2	67
	予 防 要 員	18	3	17
	庶 務 要 員 等	14	14	100
合 計		173	100	58

※ 平成12年1月20日消防長告示第1号「消防力の基準」が、平成17年6月13日消防庁告示第9号「消防力の整備指針」に改正される。

注1 消防ポンプ自動車に簡易プロポーションナーを備えたものを代える。

消防職員年齢調

(平成22年 4月 1日現在)

階級 年齢	消防監	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士	消防 副士長	消防士	小計	主事	計
18歳～20歳							3	3		3
21歳～25歳							7	7		7
26歳～30歳						4	4	8		8
31歳～35歳					9	11	1	21		21
36歳～40歳				3	7	4	1	15		15
41歳～45歳			6	11	7			24	1	25
46歳～50歳			4	6	6	2		18		18
51歳～55歳	1			1	1			3		3
56歳～60歳								0		0
合計	1	0	10	21	30	21	16	99	1	100

(平均 38.38歳)

消防職員勤務年数調

(平成22年 4月 1日現在)

階級 年齢	消防監	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士	消防 副士長	消防士	小計	主事	計
5年未満							8	8	1	9
5年～ 9年						4	5	9		9
10年～14年					4	5	2	11		11
15年～19年				3	9	9	1	22		22
20年～24年					3	1		4		4
25年～29年			10	17	13	2		42		42
30年～34年				1				1		1
35年～39年	1				1	1		2		2
40年～								0		0
合計	1	0	10	21	30	21	16	99	1	100

消防職員居住地状況

(平成22年 4月 1日現在)

階級 市町別	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	小計	主事	合計
八幡浜市	1		6	17	23	13	12	72	1	73
伊方町			2	3	3	5	3	16		16
西予市三瓶町			2	1	4	3	1	11		11
計	1	0	10	21	30	21	16	99	1	100

消防学校入校状況

(平成22年 4月 1日現在)

年度別		59~63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	合計	
消防 大学 校	幹部科																	1			1	1	3		
	上級幹部科	1	1			1				1	1				1	1		1				1		9	
	救助科	1					1											1						3	
	救急科																	1						1	
	予防科	1																						1	
	火災調査科																			1			1	2	
	警防科														1					1	1			3	
愛媛 県 消 防 学 校	初任科	25			7		6		9	5		4		2			4					5		67	
	火災調査科																		1	1	1	7	6	16	
	救急科Ⅰ課程	24	5	4	5	5	5	3	1															52	
	救急科Ⅱ課程				1	3	2	4	7	7	5	6													35
	救急標準課程												6	6	6	6	6	5						35	
	救急科																	5	5	4	4	4		22	
	救助科												1	1	1	1	1		1		2	1	2	11	
	予防査察科																		1			2	2	5	
	予防科								1							1	1	1						4	
	気管挿管講習課程																	1	3	2	2			8	
初級幹部科							1														1	1	3		
香川 県 消 防 学 校	特殊災害科																				2	2	2	6	
合計		52	6	4	13	9	14	8	18	13	6	10	7	10	8	9	13	9	13	9	13	23	19	286	

救急救命士研修所入所状況

(平成22年 4月 1日現在)

年度別	59~63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	合計
救急救命東京研修所						1															1		2
救急救命九州研修所								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	14
広島市消防局研修所															1	1	1	1	1	1	1	1	8
合計						1	0	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	24

消防職員の免許・特殊技能資格取得状況

(平成22年 4月 1日現在)

免許別	階級別	合計	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士	消防副長	消防副士長	消防士	主事
自動車免許関係	大型自動車（第1種）	88	1	0	9	21	24	25	8	0	
	普通自動車（第1種）	97	1	0	9	22	25	25	14	1	
	特殊自動車（第1種）	6	0	0	0	3	1	1	1	0	
	自動二輪車	大型	16	1	0	0	6	7	1	1	0
		普通	41	0	0	5	11	10	11	3	1
整備関係	二級整備士（ガソリン）	1	0	0	0	1	0	0	0	0	
	三級整備士（シャーシ）	1	0	0	0	1	0	0	0	0	
	自動車整備士整備主任者		0	0	0	0	0	0	0	0	
	アーク溶接	3	0	0	0	2	0	0	1	0	
	ガス溶接	20	0	0	1	7	7	3	2	0	
通信関係	特殊無線技士	1級	2	0	0	1	1	0	0	0	
		2級陸海	2	0	0	0	0	2	0	0	
		2級陸	40	0	0	7	15	15	3	0	
		3級	48	0	0	0	3	8	22	14	
	アマチュア無線技士	6	0	0	0	3	3	0	0	0	
救急関係	救急救命士	22	1	0	3	6	8	3	1	0	
	救急	救急科	20	0	0	0	1	2	13	4	
		標準課程	30	0	0	1	7	10	10	2	
		II課程	23	0	0	5	8	8	2	0	
	I課程	0	0	0	0	0	0	0	0		
予防技術検定	防火査察	3	0	0	1	0	1	1	0	0	
	消防用設備等	3	0	0	1	1	0	1	0	0	
	危険物		0	0	0	0	0	0	0	0	
危険物・設備関係	危険物取扱者	乙-1	1	0	0	0	0	1	0	0	
		乙-2	1	0	0	0	0	1	0	0	
		乙-3	2	0	0	0	0	1	1	0	
		乙-4	14	0	0	0	5	6	2	1	
		乙-5	3	0	0	0	1	1	1	0	
		乙-6	3	0	0	0	1	1	1	0	
	消防設備士	丙	12	0	0	0	6	4	2	0	
		甲-1	1	0	0	0	0	1	0	0	
		甲-4	1	0	0	0	0	1	0	0	
		乙-4	2	0	0	0	1	1	0	0	
	乙-5	3	0	0	0	2	1	0	0		
	乙-6	15	0	0	3	5	6	1	0		
その他の	ボイラー技士（2級）	3	0	0	0	0	3	0	0	0	
	電気工事士（強電）	2	0	0	0	2	0	0	0	0	
	毒物劇物取扱者	2	0	0	1	0	1	0	0	0	
	小型船舶操縦士	12	0	0	1	5	2	2	2	0	
	潜水士	40	0	0	4	13	7	11	5	0	
	銃所持許可証		0	0	0	0	0	0	0	0	
	特定化学物質作業主任者	9	0	0	0	4	3	2	0	0	
	有機溶剤作業主任者	6	0	0	0	2	2	1	1	0	
	足場組立作業主任者	28	0	0	3	6	9	10	0	0	
	玉掛技能講習修了証	24	1	0	5	9	9	0	0	0	
	移動式クレーン取扱修了証	6	0	0	2	3	0	1	0	0	
	高所作業修了証	1	0	0	0	1	0	0	0	0	
	衛生管理者	1	0	0	0	1	0	0	0	0	
	石油機器技術管理士	1	0	0	0	0	1	0	0	0	
酸素欠乏危険作業主任者	17	0	0	2	3	5	5	2	0		
防災士	43	1	0	6	15	7	8	6	0		
第三種放射線取扱主任者	1	0	0	0	1	0	0	0	0		

組 合 消 防 の 予 算 額

(平成21年度最終予算)

区 分	予 算 額 (千円)	左 の 財 源 内 訳		住民1人あたり 予 算 額 (円)
		負 担 金 (千円)	特 定 財 源 (千円)	
消 防 費	960,583	946,920	13,663	16,253
公 債 費	28,505	28,505		482
計	989,088	975,425	13,663	16,735

* 2市1町の人口 59,102人 (H22. 3.31現在)

* 特定財源 13,663千円の内訳

前年度繰越金	県支出金	手数料	雑入	組合消防債
10,201千円	2,936千円	525千円	1千円	0千円

組 合 消 防 の 2 市 1 町 負 担 金

(平成21年度最終予算)

区分	負 担 金 (千円)	負 担 割 合 (%)	20年度消防費の 基準財政需要額 (千円)	
八 幡 浜 市	584,280	59.9	604,813	
伊 方 町	245,807	25.2	255,233	
西 予 市	145,338	14.9	149,996	
計	975,425	100.0	1,010,042	

消 防 相 互 応 援 協 定 等

消防組織法第21条関係

名 称	締結年月日	内 容	相 手 先
消防相互応援協定 (船舶火災)	S59. 12. 1	消防相互応援区域内の沿岸港湾及び河川における船舶火災について	宇和島海上保安部 4消防事務組合
消防相互応援協定 (八幡浜地区)	S59. 4. 1	八幡浜地区施設事務組合管内市町における消防相互応援協定について	1市5町
大洲・西予市・八幡浜 地区消防相互応援協定	H17. 12. 1	火災その他の災害における消防相互応援協定について	3市 2消防事務組合
南予地区広域消防相互 応援協定	H 7. 6. 1	愛媛県南予地区における大規模火災・その他特殊災害の発生に際し、市町村及び消防にかかわる一部事務組合の消防相互応援について	3市、22町、3村 5消防事務組合
愛媛県消防広域相互 応援協定	H18. 4. 1	大規模な自然災害、火災及び集団救急救助事故等が発生した場合における消防相互応援について	県下各市町、県下 各消防事務組合
愛媛県消防防災ヘリコ プター応援協定	H18. 4. 1	災害に因る被害を最小限に防止するため、県所有の消防防災ヘリコプターの応援協定について	愛 媛 県
携帯電話から119番通報 転送に関する協定	H17. 10. 27	自動車電話・携帯電話からの119番通報直接受信による転送接続の協定について	八幡浜地区施設事務組合 大洲地区広域消防事務組合 西予市
夜昼隧道内の災害活動 に関する覚書	H12. 10. 31	南予地区消防相互応援協定に基づく規定を補完するための夜昼隧道内における消防隊の災害活動について	大 洲 地 区 広 域 消 防 事 務 組 合
笠置トンネル内の災害 活動に関する覚書	H13. 2. 1	南予地区消防相互応援協定に基づく規定を補完するための笠置トンネル内における消防隊の災害活動について	東 宇 和 事 務 組 合

その他の協定等

名 称	締結年月日	内 容	相 手 先
救急救命処置に関する 協定	H 8. 1. 31	救急救命士法第44条第1項の規定に基づく救急救命処置について	八 幡 浜 医 師 会
愛媛県衛星系防災行政 用無線局の維持管理の 費用分担に関する協定	H10. 4. 1	愛媛県衛星系防災行政用無線局の維持管理に要する費用の分担について	愛 媛 県
原子力施設における消 防活動に関する協定	H12. 9. 30	発電所構内において、火災等の災害が発生した場合の消防活動に関する協定について	四 国 電 力 (株) 伊 方 発 電 所
災害時等における八西 地域内郵便局と八幡浜 地区施設事務組合消防 本部の相互協力に関する 覚書	H12. 11. 16	八西地区内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合等における相互協力について	八 西 地 域 内 郵 便 局